

答 申 情 第 6 0 号

平成28年10月24日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年6月9日付け都建安第360号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

マンションの住宅用途が条例違反していると指摘等を受けた件数と時期の請求拒否決定事案についての異議申立てに対する決定 (諮問情第93号)

(別紙)

1 審査会の結論

実施機関が行った公文書公開請求拒否決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成28年3月16日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

請求内容

京都市●●区●●で建築中マンション ●●（事業主●●）の1階及び2階の住宅用途が、「京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例」または、「御池通沿道特別商業地区建築条例」に違反していると指摘・苦情を受けた延べ件数とその時期。（違反しているかどうかの問い合わせも含む。）

- (2) 実施機関は、本件請求に対し、公開請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）をし、平成28年3月29日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

通知内容

当該文書の存否について回答することに伴い、請求内容の建築物に対して「京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例」又は、「京都市計画御池通沿道特別商業地区建築条例」に関する行政指導を行っているか否かの事実が明らかとなる。このことは、条例第7条第2号に規定する、当該建築物を所有する法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害することとなるため。

- (3) 異議申立人は、平成28年4月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すことを求めるというものである。

4 実施機関の主張

公文書公開請求拒否決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

ア 実施機関では、違反建築物に対する建築基準法（以下「法」という。）第9条に基づく違反是正命令等の行政処分や、違反是正についての行政指導を行っている。

イ 本件請求は、京都市●●区●●で建築中マンション●●（以下「本件建築物」という。）の1階及び2階の住宅用途が、「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」又は、「京都市都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例」に違反していると指摘・苦情を受けた延べ件数とその時期（違反しているかどうかの問合せも含む。）を公開請求しているものである。

(2) 公文書公開請求拒否決定について

ア 条例第7条第2号に該当することについて

(7) 本件請求に係る公文書については、仮に公文書が存在する場合においては、実施機関が本件建築物の所有者等に対し、違反指導を行っている事実及び本件建築物が法に違反している蓋然性が高いという事実が公になるおそれがある。

(4) 一方、法は、是正命令に至った案件についてのみ当該建築物の所有者等の情報を公表することとしている（法第9条第13項）ことから、命令にまで至らない場合については、当該建築物が違反状態である事実や、実施機関により違反指導を受けている事実を一般に公表されることは予定されていない。

(7) したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、本件建築物を所有する法人の社会的評価が損なわれることが認められ、本件建築物を所有する法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害することとなる。

イ 条例第7条第6号に該当することについて

(7) 違反指導を受けている当該建築物の所有者等は、非公開であることを前提に、実施機関が行政指導を行ううえで必要となる様々な情報を示すが、公開されることが前提となれば、実施機関から情報が明らかになることを恐れ、十分な情報が開示されないこととなり、結果として適切な指導を行うことができなくなるおそれがある。

(4) また、実施機関に寄せられる当該建築物に対する指摘、苦情及び問合せ（以下「通報」という。）は、違反建築物を覚知する手段の一つであり、その情報を公にすることは、正確な事実の把握及び違反の覚知を困難にするおそれがあり、違反建築物の是正指導事務の遂行に支障を及ぼすこととなる。

ウ 条例第7条第1号に該当することについて

(7) 本件建築物に対する通報に関する情報が仮に存在する場合、その通報時期や内容等から、通報を行った特定個人を識別することが可能な場合があるため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。

エ ア～ウのことから、条例第9条第1項の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないことが適当であると考え、公文書公開請求を拒否したものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 平成28年3月16日付であった公文書公開請求においては、本件建築物の1階及び2階の住宅用途に関して、京都市条例に違反しているとの指摘・苦情または問合せを受けた件数とその時期の公開を求めているものであり、条例違反事実の有無や、行政指導の有無に関しての情報公開を求めているものではない。
- (2) 情報公開により、条例違反事実の有無や行政による指導の有無が推測されることがあるとしても、それはあくまで個人の推測により導かれた個人の推論であり事実とはなり得ない。仮に、当該建築中マンションに、当方が懸念しているような虚偽の住宅用途に基づく建築許可申請及び販売活動という事実があるとすれば、情報の公開により推測される結果がどのようなものであれ、所有する法人の事業活動上の地位その他正当な利益をなんら害するものではない。条例に違反する申請に対して与えられた許可なのであれば、本来であれば無効というべきであり、そこには事業者にとって正当な利益というものとは存在しないはずである。
- (3) この建築物が条例に違反しているかどうかの電話による京都市役所への問合せも「個別の案件には答えられない」との返答であると聞き及んでいる。当該情報が公開されないことによって、購入者及びその親族などが、入居前に違反事実があるのかどうか、その可能性を判断する重要な機会を逸することになり、万一、行政によって是正指導が行われた場合に、当該マンション入居者が、本来であれば利用できた共有施設を利用できないようになり、その付加価値を含めた価格で購入あるいは賃借した者の、それこそ正当な利益が害されることになると言える。購入者及び賃借人にとっては今回の情報を知る権利があり、その権利を侵害されるべきではない。よって当該処分の取消しを求める。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 公文書公開請求拒否決定処分について
一般に、公文書公開請求に対しては、当該請求の対象となる公文書の存否を明らかにしたうえで公開決定等を行うことが原則である。
しかしながら、当該請求に対して公文書の存否を明らかにしただけで条例第7条各号の非公開情報の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合があり、そのような場

合には、公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる。

この公文書公開請求拒否の決定に当たっては、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を条例第7条各号の規定の趣旨に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならない、通常の公開決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないよう、特に慎重な判断を行う必要がある。

(2) 本件処分における条例第7条第2号の該当性について

ア 実施機関は、仮に公文書が存在する場合、実施機関が本件建築物の所有者等に対し、違反指導を行っている事実及び本件建築物が法に違反している蓋然性が高いという事実が公になるおそれがあると主張する。また、法第9条第13項は、是正命令に至った案件についてのみ当該建築物の所有者等の情報を公表することとしていることから、命令にまで至らない場合については、当該建築物が違反状態である事実や、実施機関により違反指導を受けている事実を一般に公表されることは予定されていないことからすると、本件請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、本件建築物を所有する法人の社会的評価が損なわれることが認められ、本件建築物を所有する法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害することとなると主張する。

イ 例えば、本件建築物について、過去に是正命令及び公表があったことにより、広く一般に、違反建築物であることが明らかである等といった事情がある場合においてまでは、本件建築物を所有する法人の社会的評価が損なわれ、本件建築物を所有する法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するという、実施機関の主張に理由があるとはいえないと思料される。

ウ 当審査会において、実施機関に対し本件建築物の状況について確認したところ、本件建築物については是正命令にも至っておらず、したがって、法第9条第13項の規定に基づいて本件建築物の所有者等の情報を公表した事実もない。

エ このことからすると、本件請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、本件建築物を所有する法人の社会的評価が損なわれることが認められ、本件建築物を所有する法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するという実施機関の主張には理由があるといえ、当審査会は、本件事案について、公文書の存否を明らかにしただけで、条例第7条第2号の非公開情報の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合に該当すると判断する。

(3) 以上により、実施機関が主張する条例第7条第1号及び同条第6号該当性について検討するまでもなく、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年 6月 9日 諮問

7月11日 実施機関からの理由説明書の提出

9月12日 実施機関の職員の理由説明（平成28年度第4回会議）

10月24日 審議（平成28年度第5回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）